

# 所得税の申告

## ●確定申告はお早めに

平成26年分の所得税の申告および納税は3月16日(月)まで、個人事業者の消費税および地方消費税の申告および納税は、3月31日(火)までです。納税には、ご自分の預貯金口座から自動的に納税できる安全・確実・便利な「振替納税」をご利用ください。

**富田林税務署の確定申告会場は、「すばるホール」(富田林市)のみとなっております。**申告会場では、ご自分で申告書などを作成していただきます。ご不明な点は、職員が助言をさせていただきますので、関係書類や前年分の申告書の控えなどをお持ちください。なお、申告書の作成は、パソコンで行っております。

前年に税務署の申告会場でパソコンにより申告をされた方や自宅などで国税庁ウェブサイト「確定申告書作成コーナー」を利用して書面で提出された方には、申告書の送付に代えてお知らせはがきを送付いたします。

申告期限間際は、たいへん混雑することが予想されますので、申告はお早めにお済ませください。また、混雑状況により、早めに受付を終了させていただく場合がありますので、なるべく16:00ごろまでにお越しください。作成した申告書は、郵便または信書便により提出することもできます。

【確定申告書の控えが必要な方】複写により作成した申告書控え(複写式でないものについては、ボールペンで記載)のほか返信用封筒(あて名をご記入の上、所要額の切手を貼付)を同封してください。

**住所：〒584-8501 富田林市若松町西 2-1697-1**

税務署の閉庁日は、税務署庁舎に設けている時間外収受箱に投函することで提出できます。申告書の記載内容などについての審査は提出後に行うこととしております。記載誤りなどがあり訂正していただく場合は、後日、税務署より連絡させていただきます。

## ○復興特別所得税の創設

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が交付され、「復興特別所得税」が創設されました。これにより、平成25年分から平成49年までの各年分の確定申告については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることになります。

## ○記帳義務・記録保存義務の拡大

法律の改正に伴い、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税および復興特別所得税の申告の必要がない方も対象となります。)は、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要です。

## ●e-Taxについて

所得税・消費税の確定申告書の提出や納税が自宅のパソコンからできます。「e-Tax」は、申告などの手続のために税務署へ足を運んでいただく手間が省けるほか、確定申告の時期には、土・日・祝日も含めて24時間利用可能となります。また、画面の案内に従って入力すれば、所得金額や税額が自動的に計算されます。

## ●年金所得者の申告手続の簡素化について

平成23年分の確定申告から、公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書の提出は不要となりました。

※この場合であっても、医療費控除などによる所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。

※所得税の確定申告書が不要となった場合でも、各種所得控除を受けるために、住民税の申告が必要となる場合があります。

※申告時期は、「にせ税理士」に十分ご注意ください。

## 確定申告会場は「すばるホール」

**開設期間** 2月4日(水)～3月16日(月)

**開設時間** 9:00～17:00

(土・日・祝日を除く。ただし、2月22日(日)および3月1日(日)は開設)

※確定申告期限間際はたいへん混雑することが予想されます。

申告は早めにお済ませください。

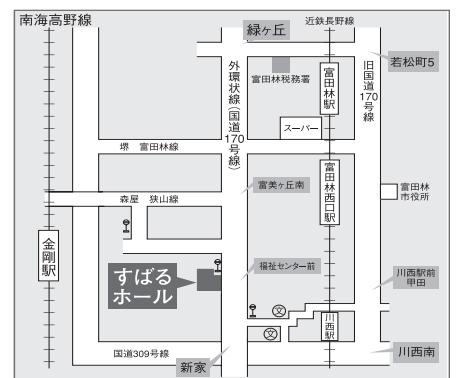
※混雑状況により、早めに受付を終了させていただく場合がありますので、なるべく16:00ごろまでにお越しください。

※すばるホールでは、納付手続、納税証明書の発行および相続税の相談は行っていません。

## ○各税目の申告期限、納期限など

平成26年分の申告期限、納期限などは、下表のとおりです。ご自分の預貯金口座から自動的に納税できる安全・確実・便利な「振替納税」をご利用ください。

税目など	申告期限	納期限		口座振替日
所得税および復興特別所得税	3月16日(月)	3期分	3月16日(月)	4月20日(月)
		延納分	6月1日(月)	6月1日(月)
個人事業者の消費税および地方消費税	3月31日(火)	3月31日(火)		4月23日(木)
贈与税	3月16日(月)	3月16日(月)		



**所在地** 富田林市桜ヶ丘町2番8号

**交通** 近鉄長野線川西駅から徒歩8分  
南海小金台2丁目バス停から徒歩8分  
近鉄富田林駅からレインボーバス「すばるホール」で下車

**問合せ** 富田林税務署  
TEL0721-24-3281 (代表)

※上記番号は自動音声によるご案内です。アナウンスに従い操作してください。なお、「すばるホール」会場では、電話による問い合わせはお受けできません。